

松戸市水道事業工事関連業務委託制限付き一般競争入札（郵便入札・事後審査型）の実施について

松戸市水道事業管理者 入 江 広 海

次のとおり制限付き一般競争入札（郵便入札・事後審査型）を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により公告する。

- | | | |
|---|-------------|---|
| 1 | 事業名称 | 常盤平浄水場新設配水池基本設計業務委託 |
| 2 | 事業場所 | 松戸市常盤平三丁目26番地の2 |
| 3 | 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和9年2月26日まで |
| 4 | 事業概要 | 常盤平浄水場配水池の基本設計（対象容量：2,000m ³ ）
地質調査 30m×1本 |
| 5 | 予定価格 | 金 13,320,000円（税抜き） |
| 6 | 最低制限価格 | 設定あり（税抜き）
※算定方法「22 最低制限価格算定方法」参照のこと
（松戸市水道事業工事関連業務委託最低制限価格取扱要綱） |
| 7 | 事業担当部課 | 水道部 工務課
連絡先 047-341-0911 |
| 8 | 事業所の適正化に向けて | (1) 入札に係る契約を締結する能力を有していること。
(2) 業を営むに当たり、当然に必要とされる外観及び設備を有していること。
(3) 業務履行中のトラブルの対処に係る体制が整っていること。
(4) 事業実態の調査・確認をさせていただくことがあります。なお、事業所の営業活動の実態等が適正でないと明らかになった場合には、契約を解除もしくは入札参加資格を抹消することがあります。 |
| 9 | 入札参加資格要件 | 入札参加者は、入札参加申請時に提出された書類については書換え、引換え等することは原則できないので、確認してから申し込むこと。また、資格要件を満たしていない者が入札に参加しても落札することはできません。
(1) 令和8・9年度松戸市入札参加業者資格者名簿に登載され、「測量・コンサルタント」部門の土木関係建設コンサルタント「上水道及び工業用水道」に登録があること。
(2) 本事業の公告の日から落札者決定日までの間において、松戸市水道事業建設工事等請負業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
(3) 松戸市内に本店または入札・契約の権限が委任された支店・営業所等を有すること。
(4) 技術者は次に掲げる要件を満たすこと。
ア 技術士法による技術士で上下水道部門（上水道及び工業用水道）に登録している者、またはRCCM（上水道及び工業用水道部門）の資格を有する者を2名配置できること。
イ 直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）である者。 |

- (5) 過去10年間に官公庁発注による上水道の配水池更新実施設計業務を元請けで受注し、履行完了した実績を有すること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定のほか、次のいずれかに該当する者は、入札に参加できないものとする。
- ア 電子交換所による取引停止処分を受けた日から2年間を経過しない者又は本事業の開札日前6か月以内に手形若しくは小切手の不渡りを出した者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がされていない者
 - ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生手続開始の決定がされていない者
 - エ 本事業の公告の日から落札者決定日までの間において、本市から松戸市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく指名除外の措置を受けている者
 - オ 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国の調達事案に関し排除要請があり、かつ、当該状態が継続している者
 - カ 事業協同組合等が入札参加申込をする場合において、その組合等の構成員になっている者
 - キ 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者

10 申請に関する事項

(1) 申請期間

令和8年8月21日（金） 午前9時から

令和8年8月27日（木） 午後2時（必着）まで

持参による場合は、午前9時から午後4時30分（最終日は午後2時）までとする。
ただし、土・日・祝日を除く。

なお、（水道部指定用紙）とあるものについては、松戸市水道部ホームページからダウンロードすること。

(2) 申請場所

〒270-0027 千葉県松戸市二ツ木2003番地の1 松戸市水道部 総務課

※申請方法は、対面配達（一般書留郵便、簡易書留郵便、レターパックプラス）又は持参により提出すること。郵便料は、申請者の負担とする。

(3) 提出書類

ア 松戸市水道事業制限付き一般競争入札参加資格審査申請書兼誓約書
（水道部指定用紙）

イ 配置予定技術者の資格証の写し及び直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）を示す書類（※）

（※）原則として、公的機関が発行した次のいずれかの書類の写しを提出すること。
健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書、住民税特別徴収税額の通知書または変更通知書、雇用保険被保険者証または雇用保険資格取得等確認通知書、登記事項証明書の役員名簿欄、監理技術者資格者証

ウ 実績を証する契約書及び事業概要（仕様書、設計書等）の解る記載部分の写し

11 入札参加資格審査結果通知等

入札参加の適否を、ファクシミリにより令和8年8月31日に通知する。ただし、当該競争入札参加資格審査結果通知は、入札参加資格があると仮定し送付するものであり、開札終了後に落札候補者に対し23（1）提出書類により審査を行う。

12 契約条項等を示す場所

(1) 契約書案及び設計図書等を示す場所

松戸市水道部ホームページ

(2) 設計図書等を示す期間

令和8年8月21日（金） 午前9時から

入札参加申請期限日 午後2時まで

(3) 設計図書等の入手方法

「松戸市水道部ホームページ」よりダウンロードすること。

(4) 設計図書等に関する質疑方法

質疑方法は、(2)の設計図書等を示す期間内に電話にて質問すること。

松戸市 水道部 工務課 電話番号 047-341-0911

※ 平日の午前9時から午後4時30分（最終日は午後2時）まで

13 入札方法

競争入札参加資格審査結果通知書を受け取った者は、次のとおり入札書等を提出しなければならない。

(1) 入札書等の提出方法

松戸市水道事業郵便入札取扱要綱第5条各号による。

(2) 費用の負担

郵便入札における入札書の提出に係る郵便料については、競争入札の結果にかかわらず、郵便入札参加者の負担とする。

(3) 入札参加資格があると認めた場合、原則として入札を辞退することは認めない。

14 入札書提出期限及び提出先

(1) 日 時 令和8年9月7日（月） 午後4時30分必着

(2) 提出先 〒270-0027 千葉県松戸市二ツ木2003番地の1 松戸市水道部 総務課

15 入札執行日時及び場所

(1) 日 時 令和8年9月9日（水） 午前10時15分

(2) 場 所 松戸市水道部 小金庁舎2階 入札室

16 開札について

開札は前項の入札執行日時及び場所にて、水道事業管理者（以下「管理者」という。）が当該入札事務に関係のない職員を立会人に指定して執行するものとする。

17 入札保証金について

入札に参加する者の見積もる契約金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金を入札前までに納めなければならない。ただし、入札に参加する者が本事業の公告の日から過去2年間に本市の指名停止を受けていない者で、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金を免除する。

(1) 保険会社との間に本事業を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(2) 本事業の公告日前日から過去10年以内において本事業と同種の官公庁等発注事業を1件以上誠実に履行した実績を有する者。この場合は、実績を確認できる書類を申請書と併せて提出するものとする。なお、当該書類は、「入札参加資格要件」の確認用書類を兼ねることができる。

18 契約保証金について

契約金額（税込み）の100分の10以上の額を納付すること。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、これを免除する。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に松戸市水道事業を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方が、法令に基づき延納が認められる場合において、確実な担保を提供したとき。

19 入札の中止

- (1) 入札の執行は、松戸市水道事業の都合により延期し、又は取り消すことがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、松戸市水道事業は、その賠償の責を負わないものとする。
- (2) 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。この場合において、入札参加者が損害を受けることがあっても、松戸市水道事業は、その賠償の責を負わないものとする。

20 入札の無効

松戸市水道事業会計規程第120条の規定に基づく、松戸市財務規則第131条各号に該当するもののほか、次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 所定の日時までに入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付しない者又は提供しない者のした入札
- (2) 指定した入札書以外の入札
- (3) 入札金額を訂正した入札
- (4) 内訳書の提出を条件とする入札において、事業費内訳書（水道部指定用紙）の提出がない入札
- (5) 事業費内訳書記載項目の事業名称・事業場所を誤記入した入札
- (6) 事業費内訳書の内訳項目それぞれの金額の合計額（業務価格総計）が誤っている入札
- (7) 入札金額と事業費内訳書の業務価格総計が異なる入札
- (8) 予定価格を事前公表している場合にあっては、予定価格を超える入札
- (9) メール、ファクシミリ、電報及び電話による入札
- (10) 入札に参加しようとする者との間に「特定関係にある会社同士の入札参加制限基準」に規定する資本関係又は人的関係がある者の中で、入札に参加しないことになった者が入札期間終了までに入札辞退届を提出しなかった場合、特定関係にある全者の入札
- (11) 明らかに連合であると認められる入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

21 事業費内訳書の提出

本事業の入札参加を希望する者は、入札金額の内訳を記入した「事業費内訳書」を入札書と併せて提出しなければならない。なお内訳項目は下記のとおりとする。

ア 設計業務

- (1) 直接人件費（計）
- (2) 直接経費（計）
- (3) その他原価
- (4) 一般管理費等

イ 地質調査業務

- (1) 直接調査費（計）
- (2) 間接調査費（計）
- (3) 解析等調査業務費（計）
- (4) 諸経費

22 最低制限価格算定方法

最低制限価格の基準割合は、予定価格算出の基礎となる金額を次の各号に掲げる割合で積算し合計額を求め、消費税及び地方消費税を加算した額を予定価格で除して得た割合とする。

ただし、土木関係の建設コンサルタント業務については、その割合が100分の81を超える場合にあっては100分の81、100分の60に満たない場合にあっては100分の60、建築関係の建設コンサルタント業務については、その割合が100分の81を超える場合にあっては100分の81、100分の60に満たない場合にあっては100分の60、測量については、その割合が100分の82を超える場合にあっては100分の82、100分の60に満たない場合にあっては100分の60、地質調査については、その割合が100分の85を超える場合にあっては100分の85、100分の66.6に満たない場合にあっては100分の66.6、補償関係コンサルタント業務については、100分の81を超える場合にあっては100分の81、100分の60に満たない場合にあっては100分の60とする。

ア 設計業務

- (1) 直接人件費（計）の額
- (2) 直接経費（計）の額
- (3) その他原価の90%の額
- (4) 一般管理費等の50%の額

イ 地質調査業務

- (1) 直接調査費（計）の額
- (2) 間接調査費（計）の90%の額
- (3) 解析等調査業務費（計）の80%の額
- (4) 諸経費の50%の額

なお最低制限価格の算定に当たっては、ホームページ掲載の「松戸市水道事業工事関連業務委託最低制限価格取扱要綱」の別表2（第3条第3項関係）を参照してください。

23 入札参加資格審査及び落札者の決定方法

落札候補者（第1位）となった者へは、開札日の翌々日（土・日・祝日を除く。）の午後4時30分までに下記の(1)提出書類を水道部総務課まで提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。審査の結果、資格があると確認された場合は落札者と決定する。もし、資格がない場合は、次順位の者を審査し、以下も同様とする。

(1) 提出書類

水道部指定用紙とあるものについては、松戸市水道部ホームページからダウンロードしてください。

ア 事業所の適正化に向けた誓約書 （水道部指定用紙）

イ 特定関係調書 （水道部指定用紙）

※令和8年度に1度提出している場合、2回目以降の提出は不要です。変更が生じた場合のみ改めて提出すること。

ウ その他入札参加資格要件を満たすことを証明するために必要と認める書類

エ 松戸市に本店又は営業所等がある場合は、本事業の公告の日を含めて3か月以内に発行された以下の納税証明書の写しを提出すること。

- ・ 法人市民税（法人の場合）：直近1事業年度分
- ・ 市県民税（個人事業主の場合）：直近1年度(令和8年度)分
- ・ 固定資産税（課税されている場合のみ）：直近1年度(令和8年度)分

※ただし、当該年度分を完納していることが確認できる納税証明書の場合には、発行日を問わない。

※松戸市税の滞納がある場合、入札参加の申請はできない。

24 落札価格の決定

入札金額に100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

25 契約締結時期

落札者の決定後、7日以内に契約を締結しなければならない。

26 支払条件等

- (1) 委託料の支払い方法は、業務完了検査合格後支払うものとする。
- (2) 前金払 有 （申し出により、契約金額の30%以内で支払う。）ただし、請負金額が300万円以上の場合に限る。
- (3) 部分払 無

27 入札に関する問い合わせ先

松戸市水道部総務課 電話 047-341-0430 ・ ファクシミリ 047-349-0881

※電話での問い合わせは、平日の午前9時から午後4時30分まで（最終日は午後2時まで）

メールアドレス mcsuidousoumu@city.matsudo.chiba.jp

松戸市水道部ホームページ

https://www.city.matsudo.chiba.jp/suidou/jigyousha/nyusatsu_pr/index.html